

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北2丁目5番地37
株式会社 北洋清掃社
氏 名 代表取締役 水木 直人 様

令和5年3月14日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間 処理・最終処分の別	収集・運搬
	取 り 扱 う 一般廃棄物の種類	①遺品整理に伴い発生する一般廃棄物 ②事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称	音更町木野大通東14丁目4番地256 株式会社北洋清掃社 音更営業所	
許 可 期 間	令和5年4月15日から 令和7年4月14日まで	
一般廃棄物の収集を行う事が で き る 区 域	音更町内	
許 可 条 件	収集した廃棄物 の 搬 入 場 所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	そ の 他	遺品整理に伴う一般廃棄物の処理の際は、その内容を音更町に報告し承認を受けてから実施すること。

令和5年3月14日

音更町長 小 野 信 次

